

# 明治初期の静内郡絵図に関する若干の考察

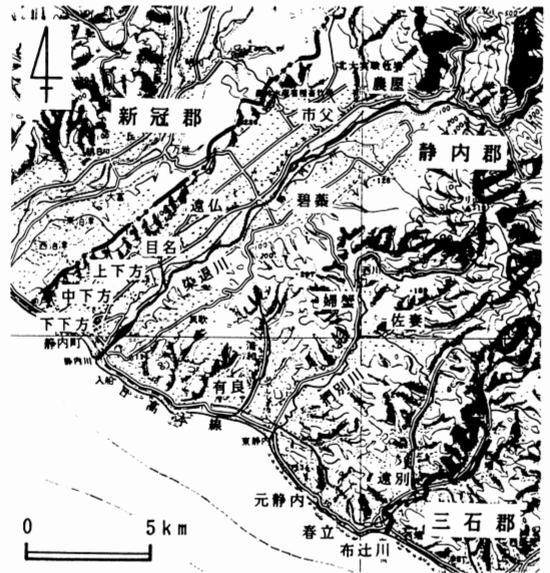
平井松午\*・羽田野正隆\*\*

## はじめに

古地図に関する研究は、従来おおむね地図自体の成立に関する考察と、記載内容に関わる考察の二つの方向から進められてきた。北海道については、高倉・柴田(1939・40・42・52)<sup>a)</sup>や船越(1976)<sup>b)</sup>による研究は主として前者の、小林(1974)<sup>c)</sup>や羽田野(1981・85・90)<sup>d)e)f)</sup>の研究は後者の例に入るといえよう。しかしながら、これまでの研究は主に近世の比較的広域を表した古地図が対象とされ、道内特定地域の古地図についての研究は、市町村誌や郷土誌の一部でふれられるほかは、十分になされてきたとはいえない。

そこでこの小論は、明治初期の開拓使時代に作成された5種類の静内郡絵図を手がかりに、それらの記載内容や成立背景を探ることによって、明治初期の日高国静内郡の地域的・歴史的变化について予備的な考察を行うものである。ここで取り上げた静内郡絵図(表1)は、その作成時期(推定)や作成目的はそれぞれ異なっているものの、いずれも手書きの彩色図で静内郡域(図1)を対象に描か

れたものである。この点で、上記5種類の絵図の比較・考察は可能である。以下作成年度の古いと考えられる絵図から順にみていくことにする。



地名はおもに明治初期のもの。  
図1 静内郡の概観 1/20万地勢図「浦河」(昭和58年)に補入

表1 考察絵図一覧

番号	図の表題	作成年度	大きさ	所蔵機関および図類番号
①	日高国静内郡図	不明(1869~70年)	54cm×75cm	北大図書館・図類番号638
②	静内郡絵図面	不明(1870年)	43cm×70cm	北大図書館・図類番号234
③	静内郡之図	不明(1872~73年)	62cm×56cm	静内町立郷土館
④	日高国静内郡区画図 三	1874(明治7)年5月	40cm×55cm	北大図書館・図類番号235
⑤	静内郡之図(仮称)	不明(1875年)	40cm×50cm	北大図書館・図類番号236

作成年度の( )は推定である。

①・②・④・⑤はいずれも図書館の北方資料室所蔵で、図類番号は同資料室のもの。

\* 徳島大学教養部      \*\* 北海道大学文学部

① 「日高国静内郡図」

本図(写真1)は海上からの鳥瞰図として描かれ、手前の山々が黄緑色、背後の山脈および海岸線が淡い水色、家屋・集落が黄銅色、海岸部の道路が朱線で描かれた配色の美しい絵図である。

図中には数戸～10数戸からなる小集落にそれぞれ集落名が付けられており、それらの多くは『戊午東西蝦夷山川地理取調日誌』(幕末期)<sup>9)</sup>に記載された地名と一致する。それゆえ、本図はアイヌ集落(コタン)について同様の記載がなされている②図と併用することによって、コタンの立地や分布の考察に役立つと思われる。また各集落名のほかに、「シヒチヤリ」「モンヘツ」「ブツシ」といった比較的大きな河川や、直接海に注ぎ込む小河川の河口部にもそれぞれアイヌ語地名が付きされており(表2)、静内会所元<sup>1)</sup>をはじめ郡界を示す境杭と里程、小休所なども記されている。

なお本図には「日高国静内郡図」という表題が記入されているので、絵図の成立は国郡名が使用されるようになった1869(明治2)年8月以降のことであり、また図中には1871年に入植した稲田家々臣団に関する記載がないことから、おそらくこの

図は1869年9月から翌年10月まで静内郡支配に当たっていた増上寺開拓方によって作成されたものと推定される。

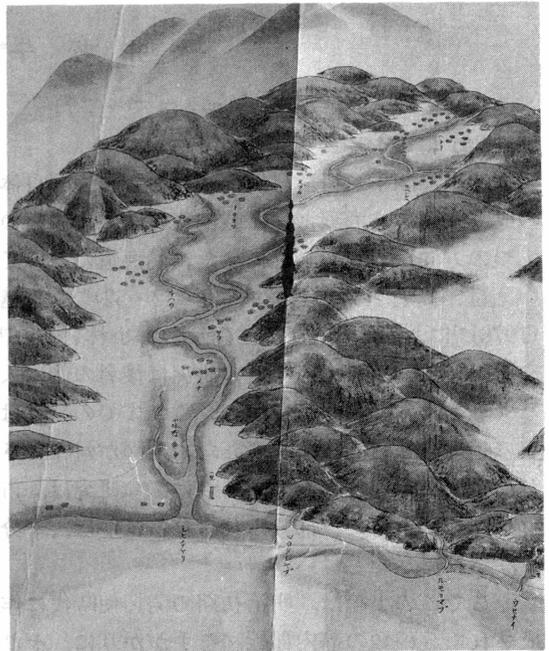


写真1 日高国静内郡図 染退川流域(部分)

表2 静内郡絵図および「蝦夷図」(幕末期)にみられる海岸線地名の比較(上：新冠側、下：三石側)

絵図 ①	絵図 ②	絵図 ③	絵図 ④	絵図 ⑤	蝦夷図 (幕末期)
	流 場	流 場	流 場	流 場 分 界	
シヒチヤリ	シヌマツ シヒチヤリ シヒチヤリ川	真沼津 シヌマツ シヒチヤリ 染退川 カモイ岩 まゑナリ ムエソクシマ マリタシヤフ	新沼津 染退川	シヌマツ シヒチヤリ	シヌマツ シヒチヤリ
マリタシヤフ	マリタシヤフ	ムエソクシマ マリタシヤフ	マリタシヤフ	ムエソクシマ マリタシヤフ	ムエソクシマ マリタシヤフ ムエソクシマ ムエソクシマ
ムモコマフ	ムモコマフ	ムモコマフ	ムモコマフ	西ムコ 東ムコ	ムモコマフ
ウセナイ	ウセナイ	ウセナイ	ウセナイ	ウセナイ シリエト	ウセナイ
ヲヨムシハ ヲヨムシナイ	ヲヨムシハ ヲヨムシナイ	ヲヨムシハ ヲヨムシナイ タン子トウ (有良村)	ヲヨムシハ ヲヨムシナイ (有良村)	ヲヨムシハ ヲヨムシナイ	ヲヨムシハ クウ
ウラ	ウラ	ウラ	ウラ	ウラ	ヲヨムシハ エレレフシ シユマチハ
モンヘツ 静内会所元	モンヘツ 抜所	摺別河	摺別川 (摺別村)	摺別川 (摺別村)	モンヘツ
ヲタヘウシ	ヲタヘウシ	ヲタヘウシ	ヲタヘウシ	ヲタヘウシ	ヲタヘウシ
シヨクシナイ ヲヨクシナイ ヲヨクナイ 元シツナイ チヤラセナイ	シヨクシナイ ヲヨクシナイ ヲヨクナイ 元シツナイ チヤラセナイ	シヨクシナイ ヲヨクシナイ ヲヨクナイ (元静内) チヤラセナイ	シヨクシナイ ヲヨクシナイ ヲヨクナイ 元静内 チヤラセナイ	シヨクシナイ ヲヨクシナイ ヲヨクナイ 元静内 西チヤラセナイ 東チヤラセナイ チヤラセナイ	シヨクシナイ ヲヨクシナイ ヲヨクナイ シツナイ(元会所) チヤラセナイ
ラシコツハ	ラシコツハ	ラシコツハ	ラシコツハ	ラシコツハ	ラシコツハ
ムラシコツハ	ムラシコツハ	ムラシコツハ	ムラシコツハ	ムラシコツハ	ムラシコツハ
ハムタシナイ	ハムタシナイ	(春立村)	(春立村)	西ヲトシマ 東ヲトシマ (春立村) 西ヤムツカ 東ヤムツカ ブツシ川 ハムタシナイ	ハムタシナイ
ブツシ	ブツシ川	布辻川	布辻川	布辻川	ブツシ
	※2				

※1 人馬共船渡シ浅川筋通り鮭漁場有 ※2 船渡シ減水之節人馬共歩行渡リ  
( )内の村名は陸上側に記載された海岸部の地名  
『蝦夷図』(幕末期)は北海道大学附属図書館北方資料室所蔵(図類番号: 軸物37[北海道全図(河川図)])

## ② 「静内郡絵図面」

この図(写真2)も構図は鳥瞰図的であるが、①図よりもやや平面的なばかりでなく、河川も屈曲して描かれている。山々は青緑色、平地部は薄橙色、河川および海岸線は紺青色で彩色され、家屋は屋根の形で示されている。海岸部の地名は①図にはほぼ類似しているものの(表2)、染退川(現在の静内川)上流部のコタン「ノヤシヤリ」より上のシュンベツ川右岸には数多くのアイヌ語地名が記入されている。また「トカチ領サツナイ山(現在の札内岳)」「ソウエンナイ山(現在のソロアンナイ山)」、「イトンナツフ山(現在のイドンナップ岳)」など、十勝国との境界部に当たる日高山系の山々のいくつかにも山名が記入されており、①図よりも地理的内容は豊富である<sup>2)</sup>

さらに、捫別川流域には小規模ながら3ヶ所に「畑」が黄緑色で示されている。『静内郡開墾地仕訳帳』<sup>3)</sup>には「開墾地拾六丁六畝七歩 番屋漁場並ニ拾五ヶ村ニ而土人持其外……」あるいは「同五丁四反九畝式歩余 内訳……当時開墾中、……新寺分<sup>4)</sup>、……全開墾出来分」などと記されているの



写真2 静内郡絵図面 染退川流域(部分)

で、これらの畑は漁場出稼や各コタン住民の畑であったと推測される<sup>5)</sup>h)

また海岸部や内陸部の合計9ヶ所に「開墾地見立」もしくは「カイコンツミタテ」が赤枠で記されている。「開墾地見立」については『稲田家静内郡支配中取調書』<sup>6)</sup>に「静内郡開墾見込場処」として、15ヶ村合計591.8町歩が計上されている。稲田家とは、1870(明治3)年の庚午事変(稲田騒動)を契機に、増上寺に代って同年10月に太政官より静内郡の支配を命ぜられ、翌年家臣団約130戸を静内郡に移住させた徳島藩洲本城代家老稲田邦植家のことである。増上寺は開拓方を設置したものの開拓に着手できず、稲田家にとって代られたとされる(静内町史〔増補改訂版〕<sup>7)</sup> 1975, 266頁, 以下本書については版名・年度を省略)。それゆえ本図にみられる「開墾地見立」は稲田家々臣団入植に先立って増上寺開拓方により調査・立案されたものと推察される。

さらに海岸部には、「此所鱒昆布鮭漁場」「此所鱒鱈昆布鮭漁場」というように漁場が刻明に記されている(表2)。増上寺による静内郡の支配経営は旧場所請負人<sup>7)</sup>を介しての海産物収納が主な目的であったといわれているが(静内町史<sup>7)</sup>, 266頁), そのためにも「漁場」の把握は必要であったといえよう。

以上の点から、本図は増上寺開拓方によって1870年頃に作成されたものと考えられる。増上寺から稲田家への受取書類(稲田邦昌氏所蔵)にある『静内郡引渡惣目録』の中には「絵図面一枚」と記載されており、本図がこの引渡し絵図に該当する可能性が高い。図中に示された「扱所」「漁小家」「小休所」などが、この文書の記述内容とほぼ一致することもそれを裏付けている。

## ③ 「静内郡之図」

本図(写真3)は、稲田家々臣団の静内郡における入植状況を示す貴重な絵図である。これまでの絵図と異なり、山々が河川に沿ってほぼ左右対称に描かれている。

作成年度は不詳であるが、1877(明治10)~1888年まで新冠牧馬場と呼ばれた牧場が記入されているところから、1880年の作成と推定されている(静内町史<sup>7)</sup> 324頁)。しかしながら次の1)~3)の理由

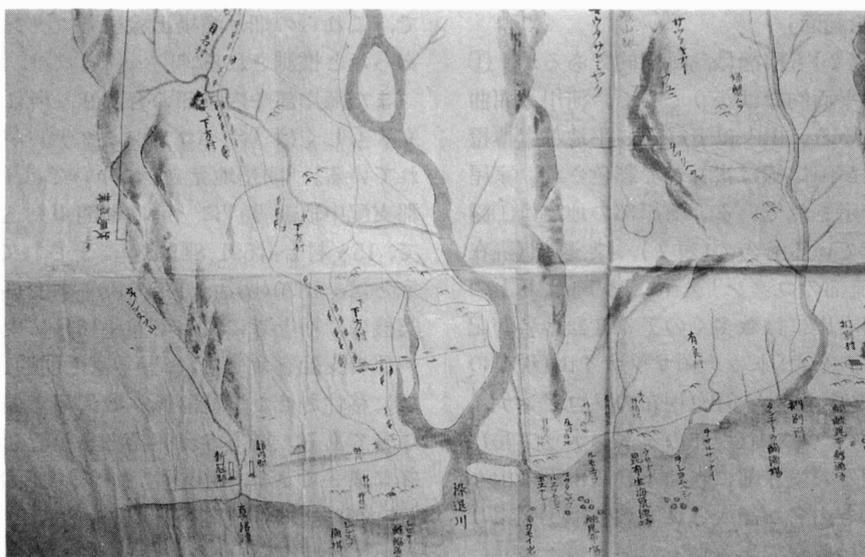


写真3 静内郡之図 染退川流域(部分)

から、むしろ本図は家臣団の分散入植直後(1872年もしくは73年)の状況を示していると考えられる<sup>8)</sup> 1) 染退川河口部には1871年の家臣団移住時の「移住人拝借地」が数ヶ所記載されていること。2) ②図と同様の「漁場」が記載され(表2), 1875年の作成と推定される⑤図に記載の「漁場分界」が示されていないこと。3) 1879年頃の静内(下々方村)の景況について「学校あり, 旅舎酒肴店あり, 蕎麦店あり, 農工商相集りて近郡に冠たる都会の地」とする酒井忠郁『北地履行記』<sup>9)</sup>の記述と絵図の記載内容とが乖離していること。

絵図では家屋は二様に描き分けられている。すなわちアイヌの家屋は屋根形のみ描かれ、入植者の家屋の方は屋根が着色されている。それゆえ略図ではあるが、入植者の家屋配置状況にある程度読み取ることができる<sup>10)</sup> これによれば、染退川流域5ヶ村への入植者の家屋は、河川に平行する染退川右岸の道路(現在の道々静内中札内線)に沿って路村状に建ち並んでいた。これは伊達や当別など道内の他の初期土族入植地に共通する集落形態といえる。目名村と上下方村との境には、1871年に創建された皇祖神社が描かれている。コタンは従来より染退川沿いに分布しており、この点で移住者と先住者であるアイヌとの「棲みわけ」が認められる。「目名村」には稲田屋敷、「下々方村」には開拓使出張所<sup>11)</sup>と思われるやや大きめの家屋が描かれている。

#### ④ 「日高国静内郡区画図 三」

本図(写真4)には「明治七年甲戌年五月成 静内郡出張所」と記されていて、取り上げた絵図の中で唯一作成年度および作成者の明らかな絵図である。絵図の左肩には「第三大区静内郡」と書かれ、以下第一小区には遠仏・目名・上下方・中下方・下々方・幕別・碧薬・市父・農家の9ヶ村、第二小区には捫別・有良・婦蟹・佐妻・音江・遠別・春立浦の7ヶ村が続いている<sup>12)</sup> 図中では、この



写真4 日高国静内郡区画図 三 染退川流域(部分)

染退川流域の第一小区とそれ以外(東部)の第二小区との間に太い朱線が引かれており、区の境界がはっきりと示されている。静内郡では1874(明治7)年6月に大区小区制が施行されており、本図はそれに先立って作成されたものである。

この絵図も①図・②図と同じく鳥瞰図的に描かれている。黒赤二色で描かれている点や地名数が少ないことなど記載様式は粗略であるが、各村名およびその戸数が記載されている点に特徴がある。この時点では、稲田家臣団はすでに7ヶ村に分散入植しており、絵図の総戸数は375戸を数えた<sup>13)</sup>

また、本図では、②図・③図に引続き「漁場」が示されているほかに(表2)、下々方村(現在の静内町市街地)には「出張所」が記載されている。

### ⑤ 「静内郡之図」(仮称)

多種の地理的事象が盛り込まれていたこれまでの絵図とは異なり、本図(写真5)は各漁場および染退川の鮭漁場ごとに海産物の3ヶ年平均漁獲高を付箋で示した、いわば漁場図ともいえるものである。

静内郡では1875(明治8)年に「漁場持」制度<sup>14)</sup>が廃止されているが、これは漁場持が「……広大な地所を借受致居、場所相当の漁業を施さず却て他人の新に開業するを猜忌し之を妨ぐるの弊風あり、……明治五年九月地所規則公布以来、未だ精確なる調査無之家倉庫敷地等の経界、畝数判明致さずに付……」(静内町史<sup>1)</sup>, 706頁)というためであった。本図には各漁場の分界が示されているが(表2)、これはそうした「漁場持」制度の廃止にともない、漁場分界の確定によって漁業権の確立を目指したものと見える。

本図では海岸部の漁場が布辻川側からシンヌツ側に向って4つの漁場に分けられるとともに、現在の市街地の中を流れる古川が新たに第5号漁場として設定されている。河川については染退川の中流部(遠仏村と幕別村の境界辺り)までが第4号漁場に、その上流部は第2号漁場に指定されている<sup>15)</sup>

また「漁場持」制度の廃止にともない、当時開拓使判官の職にあった松本十郎の意見によって、先住のアイヌに対して市父鮭漁場1ヶ所と昆布浜8ヶ所の漁場割渡、および稲田移民漁場での漁場

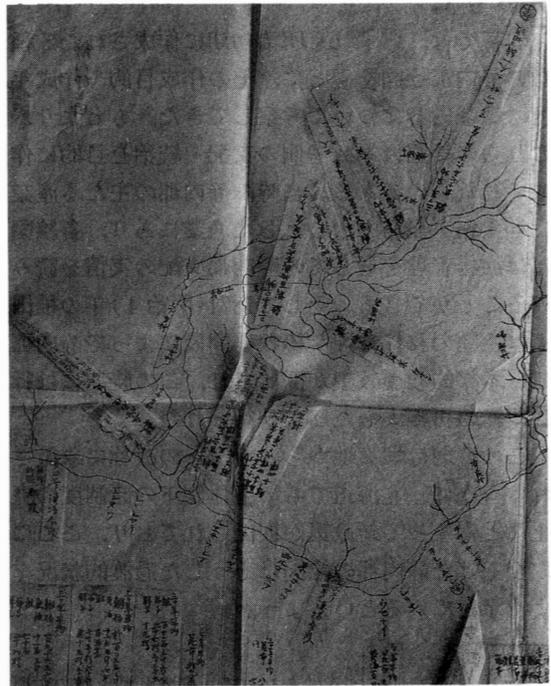


写真5 静内郡之図 染退川流域(部分)

稼ぎの權益が認められたとされている<sup>16)</sup>(静内町史<sup>1)</sup>, 706頁)。本図では、河川鮭漁場については染退川上流の「第弐号漁場」にあたる場所に「土人ウラエ」「土人イチブ」「マクベツ村土人一統ニ相渡」と朱書きされた3枚の付箋が貼られ、3枚目の付箋には「松本」の朱印が押されている。これらの点からみて、本図は1875年に作成され、かかる漁場分界の確定作業のために、1872年の地所規則公布以降「三ヶ年平均」の漁獲高が示されたものと考えられる。

なお「第五号」と記された古川漁場については、本図付箋に「此古川是迄休漁之場所ニツキ今度寄留人笈川甚兵衛ヨリ願出候ナリ」と朱書きされている。笈川甚兵衛(のちの及川鯉蔵)は、岩手県和賀郡岩崎村の出身で、戊辰戦争に参加したのち、1870年に静内郡下下方村に至り、稲田家々臣の移住にあたって「住宅建築の事を請負ひ巨利を収む、……(中略)……下々方村に一家を構へ鱒、鱒、鮭漁業を経す乃ち下々方村に於ける漁業の先駆なり」(沢石太編『開道五十年記念 北海道』<sup>17)</sup>, 1921, 476頁)と記されている。

## おわりに

本稿では、いずれも明治初期に作成された5種類の静内郡絵図をもとに、その作成目的や作成年度、記載内容について考察してきた。もとより、これらの絵図は為政者側の支配・統治を目的に作成されたものである。当時の静内郡の主たる産業は鮭・鱒・昆布を中心とした漁業にあり、各絵図には漁場管理を通じての静内郡支配の実情を読み取ることができる。そして1871(明治4)年の稲田家々臣団の移住や翌年の牧場開設によって静内郡では本格的な農牧業が開始され、この時期には行政組織の再編成もたびたび行われた。

この時期は蝦夷地から北海道への改称に象徴されるように、北海道でも幕藩体制下の諸制度の廃止にともなって新政策が展開されており、ここに取り上げた静内郡の絵図はそうした過渡的状況をよく示しているといえよう。

〔付記〕 本稿を作成するにあたって、静内町郷土館の古原敏弘氏をはじめ山田一孝氏、静内町教育委員会の皆様には大変お世話になった。ここに記して謝意を表します。

## 注

1) シツナイ場所の「会所」は、当初現在の元静内におかれていたが、1859(安政6)年以降はモンベツ(捫別、現在の東静内)に移った。なお場所請負人制度は1869(明治2)年10月に廃止された。

2) ただしアイヌ語地名については、松浦武四郎の紀行や表2中の「蝦夷図」にみられるように、幕末期にはすでにより詳しい報告がなされている。

3) 稲田邦昌氏所蔵文書。これは1870(明治3)年10月に静内郡支配が増上寺から稲田家に交替した際の、稲田家受取書類の中の文書である。

4) 先の稲田家受取書類(脚注3)参照)の「新寺引継書」によれば、新寺とは増上寺の末寺で、1870(明治3)年10月建立の頓生寺のことである。

5) コタンにおいても自給用の畑が経営されていたことは林(1963)<sup>14)</sup>や静内町史(402頁)で明らかにされている。

6) 道立文書館所蔵文書(簿書番号269)。

7) 当時の静内場所請負人は佐野専左衛門であった。なお稲田邦昌氏所蔵文書(受取書類)の「静内郡三役並番人稼方名前」によれば、引渡しの際には「漁場世話方」である南部出身の「治兵衛」以下27名の「手伝」や「稼方」を数える。

8) なお新冠牧馬場は1872年に沙流・新冠・静内の3郡に及ぶ約10万haの牧場として設定された(山本, 1985)<sup>15)</sup>この

牧場は1877年には6,800haに縮小されて「新冠牧馬場」となるが、この際に牧場事務所を新冠郡トキット(現在の新冠町高江)から現在の静内町御園(③図中の「市父」)に移転している。本図ではこの事務所について記載されていないところから、図中の「牧馬場」および「牧馬場柵」は1872年の最初の牧場設定時のものか、あるいはこの牧場が「牧馬場」に改称された際に描き加えられたものとも考えられる。

9) 静内町史, 323頁による。

10) 稲田家臣団は、染退川流域の遠仏・目名・上下方・中下方・下々方の5ヶ村、それに有良村・捫別村に分散し植した。

11) 1872年5月改の『開拓使第三大区戸籍之二』(道立文書館所蔵文書、簿書番号457)によれば、当時目名村第16番屋敷に開拓使仮出張所がおかれていた。下々方村に静内郡出張所が設置されたのは同年9月のことである。

12) ただし「春立浦」は朱筆で消され、「六ヶ村」と上書きされている。

13) 1874年の静内郡和人口数は141戸と推定されているので(静内町史, 410頁)、当時のアイヌ戸数は約230戸を数えたと考えられる。

14) 「漁場持」制度とは、旧分領支配地の管轄や開拓について旧場所請負人などの有力者に一定の任務を与えて委託する制度である。これにより漁場持による漁場の排他的独占が起ったとされる(新北海道史第3巻, 1971, 525-530頁)。

15) 捫別川・布辻川については漁場分界は示されていない。

16) こうした事実は、当時地元のアイヌが河川・漁場利用に際して大きな制約を受けていたことを意味しよう。

## 参考文献

a) 高倉新一郎・柴田定吉(1939・40・42・52): 北方地区図製作史 第1~4報, 北方文化研究報告2・3・6・7輯, 273-320頁・267-341頁・1-80頁・97-166頁。

b) 船越昭生(1976): 「北方図の歴史」講談社, 331頁。

c) 小林和夫(1974): 「東西蝦夷山川地理取調図」における地名分布について, 人文科学論集(北海道大学), 11号, 125-145頁。

d) 羽田野正隆(1981): 十勝平野におけるアイヌ集落の立地と人口の変遷—江戸時代後期を中心に—, 北方文化研究14号, 173-198頁。

e) 羽田野正隆(1985): 松前藩と徳川幕府の北方認識—二つの蝦夷図を中心に—, 藤岡謙二郎監修『新日本地誌ゼミナールI 北海道』所収, 大明堂, 29-45頁。

f) 羽田野正隆(1990): 蝦夷地におけるアイヌ集落の分布と立地, 昭和62~平成元年度科学研究費一般研究(C)研究成果報告書「松前蝦夷地における集落立地に関する研究」

(研究代表者：羽田野正隆)，1-8頁・16-73頁。

g) 松浦武四郎著／秋葉 実解説(1985)：『戊午東西蝦夷山川地理取調日誌 下』北海道出版企画センター，627頁。

h) 林 善茂(1963)：アイヌ農業の特質と技術段階。北方文化研究報告18輯，53-70頁。

i) 静内町史編さん委員会編(1975)：『静内町史(増補改訂版)』静内町，1201頁。

j) 山本融定(1985)：『日高国新冠御料牧場史』みやま書房，279頁。

k) 沢 石太編(1921)：『開道五十年記念 北海道(改正再版)』鴻文社，1030頁。

l) 北海道庁編(1971)：『新北海道史 第三巻』北海道，1255頁。